

議案第68号

読谷村体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

読谷村体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和62年読谷村条例第24号）の一部を次のように改正する。

第12条中「別表第13」を「別表第14」に改める。

別表第14中「読谷平和の森球場に限る。」を「読谷平和の森球場及びゆんたんざソフトボール場に限る。」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年12月13日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實